

環境厚生委員会資料

1 報告事項

- (1) 令和6年7月9日からの大雨に係る被害状況と対応について
・・・ 1
- (2) 島根県民会館の大規模改修工事について
・・・ 2
- (3) (仮称) 島根県浜田市風力発電事業に係る環境影響評価について
・・・ 12

令和6年8月21日
環境生活部

令和6年7月9日からの大雨に係る被害状況と対応について

(環境生活部関係分)

1 所管施設の被害と対応状況

(1) 自然公園施設【自然環境課】

なし

(2) 文化・体育施設【文化国際課・スポーツ振興課】

なし

2 所管施設以外の対応状況

(1) 災害に便乗した悪質商法への注意喚起等【環境生活総務課消費とくらしの安全室】

○8月7日及び15日に新聞広報で県の消費生活相談窓口を周知

(2) 外国人住民のための多言語相談窓口（災害関連にも対応）の周知【文化国際課】

○8月7日及び15日に新聞広報で多言語相談窓口を周知

(3) し尿や生活ごみに関する助言【廃棄物対策課】

○廃棄物対策課及び保健所が、孤立地区におけるし尿や生活ごみの取扱方法、
災害廃棄物処理に係る国庫補助の対象について助言

島根県民会館の大規模改修工事について

1. 事業の目的

- ① 舞台演出の幅を広げ、より魅力的な公演を観覧・上演いただけるよう、舞台設備や音響設備などを更新します。
- ② 快適に施設を利用いただけるよう、設置から30年以上が経過し、老朽化したホール客席の更新や空調設備の改修などを行います。
- ③ どなたでも利用しやすい施設となるよう、トイレの段差解消や大ホールの車いすスペースの拡充などを行います。
- ④ ①から③のほか、長寿命化工事（建物を適正に維持管理するために必要な外壁補修や給排水衛生設備の更新等）を、今回の休館に併せて実施します。

2. 事業スケジュール

年月	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
工事スケジュール	実施設計及び工事内容の精査						国交付金調整・予算要求	入札準備	入札事務			準備期間	休館（現場工事等）期間 （令和8年3月から、22ヵ月程度を想定）						リニューアルオープン

※7月25日に休館期間を公表済

年月	令和7年度		令和8年度										令和9年度												
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
大ホール	3月以降使用停止		休館期間（22ヵ月程度を予定）										1月から大ホール使用再開												
中ホール・リハーサル室	3月以降使用停止		6月以降使用停止		休館期間（20ヵ月程度を予定）										11月から大ホール以外使用再開										
その他（会議室等）	3月以降使用停止		6月以降使用停止		休館期間（17ヵ月程度を予定）										11月から大ホール以外使用再開										

- 【大ホール】 令和8年3月1日～令和9年12月末（予定）
- 【中ホール・リハーサル室】 令和8年3月1日～令和9年10月末（予定）
- 【全館休館】 令和8年6月1日～令和9年10月末（予定）

3. 概算事業費

7,357 百万円 (長寿命化対策工事を含めた工事費の最大額約 84 億円) (単位: 百万円)

項目	主な改修内容等	概算額
1 設計業務		52
2 ホール機能の更新		
① 舞台機構	機構の電動化 [より魅力的な公演の提供]	2,630
② 客席椅子	座席の更新 [利用時の快適性向上]	735
③ 舞台床	床面の張替 [より魅力的な公演の提供]	57
④ 舞台照明	演出用灯具の LED 化 [より魅力的な公演の提供]	1,519
⑤ 舞台音響	音響設備の更新 [より魅力的な公演の提供]	302
⑥ 映写設備	デジタル対応機器へ更新 [より魅力的な公演の提供]	88
⑦ 緞帳	舞台緞帳の更新	120
3 空調設備	館内空調設備の更新 [利用時の快適性向上]	1,162
4 バリアフリー	トイレのバリアフリー化 [衛生的で安全な空間整備]	124
5 楽屋	VIP 室整備 (3 室)、壁塗替・天井張替 [利用時の快適性向上]	51
6 鋼製建具 PCB 対策	低濃度 PCB 除去 [PCB 特別措置法への対応]	59
7 その他工事等	舞台大道具更新、会議室音響ほか老朽設備更新	426
8 備品等移転経費	事務所機能移転、備品移転・保管に係る経費	32
計		7,357
長寿命化工事	外壁改修、館内建具等改修、その他老朽設備の更新等	1,000
合計		8,357

※財源は、可能な限り有利な起債を充当予定。

4. 改修工事の概要

(1) 大・中ホールのリニューアル (より魅力的な公演の提供、利用時の快適性向上)

大型セット (LED ビジョンやスピーカー等) を使った商業公演や場面転換の複雑な演劇作品などを開催することができるよう、舞台機構、舞台照明器具等を更新します。

鑑賞時の快適性が向上するよう、座席を全面的に更新します。

また、ホール内の遮音性・遮光性を高めるため、扉を更新します。

① 舞台機構更新

【2,630 百万円】

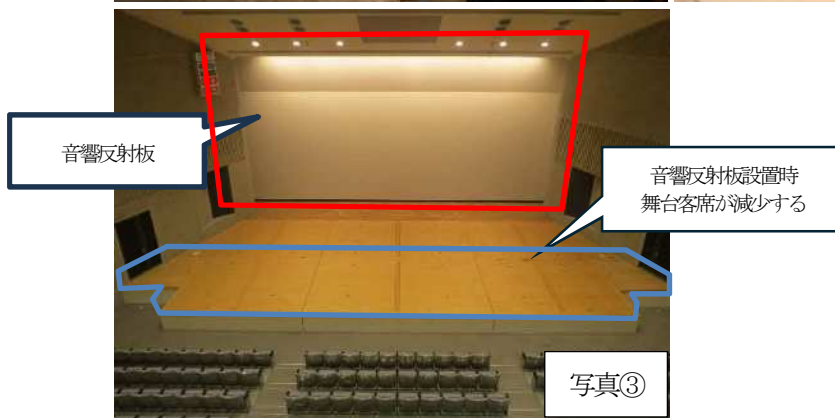
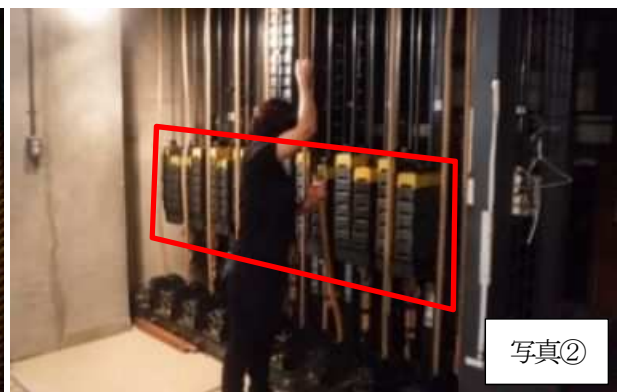
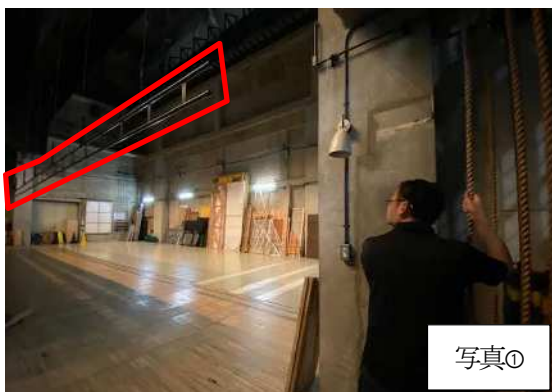
【大ホール】

- ・大型セット（LED ビジョンやスピーカー等）を使った商業公演や吊物で複数の転換を行う演劇作品などを首都圏で開催される内容と同様の舞台演出で開催することができるよう、吊物バトンをはじめとする舞台機構（写真①）を電動化し、耐荷重の大きいモーターに更新します。
- ・電動化により公演の中で素早く転換を行うことが可能となり、より演出の幅が広がります。また、舞台上での安全性が向上するよう、落下の危険がある重りを撤去します。（写真②）
- ・公演時の騒音が軽減（バトン等昇降時の音が減少）されます。

【中ホール】

- ・各種式典、講演会等での場面転換を素早く行えるよう、舞台機構を電動化します。また、舞台上での安全性が向上するよう、落下の危険がある重りを撤去します。（写真②）
- ・公演時の騒音が軽減（バトン等昇降時の音が減少）されます。
- ・客席を犠牲にすることなく音楽コンサート等を鑑賞することができるよう、音響反射板を舞台内部に新設します。（写真③）

（現状写真）



② 客席椅子更新

【735 百万円】

【大・中ホール共通】

- ・鑑賞時の快適性が向上するよう、座席を全面的に更新します。なお、更新に伴い座席数が減少（大ホール：1,537→約1,500、中ホール：576→約500）します。
- ・従来よりも足元に広いスペースが生まれ、座席移動の際の負担が軽減されます。
- ・自席を見つけやすくなるよう、座席番号プレートを座席天面及び背もたれに設置します。
- ・転落防止のため、大きい段差のある場所に新たに手掛けを設けます。

【大ホール】

- ・車いすにお座りのままゆっくりと公演を観覧いただけるよう、車いすスペースを拡充します。（区画数は変更しません（5区画））

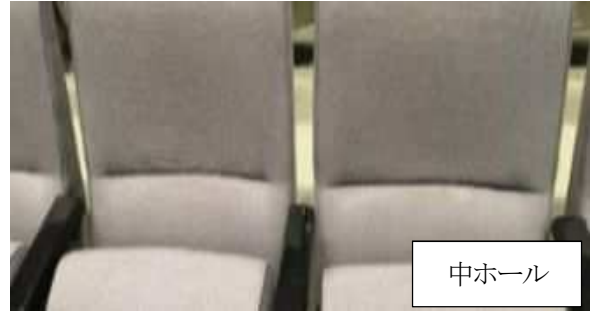
【中ホール】

- ・鑑賞時の快適性が向上するよう、席幅を広げます（450mm→500mm）。

（現状写真）



大ホール



中ホール

（更新イメージ）



客席



客席手掛け

参考出典：コトブキシーティング株式会社製品紹介ページ抜粋

③ 舞台床張替

【57 百万円】

【大・中ホール共通】

- ・劣化が目立ち、ささくれもあるため、床面を張り替えます。

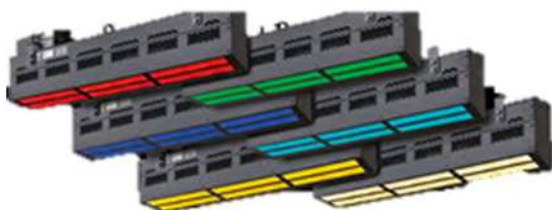
④ 舞台照明設備更新

【1,519 百万円】

【大・中ホール共通】

- ・多彩な照明表現が実現できるよう、一つの灯具で複数の色を表現できる LED 灯具を導入します。
- ・記録したシーン（データ）の再生により瞬時に色を替えることができ、スピード感のある鮮やかな照明演出が実現できます。
- ・セッティングの工程が大幅に省力化できます。（例：5色使いたい場合、5個の灯具をセットしていたものが1個で足りる）

（更新イメージ）



参考出典：東芝ライテック株式会社パンフレット抜粋

⑤ 舞台音響設備更新

【302 百万円】

【大・中ホール共通】

- ・高画質（4K）の映像を映し出すことができるよう、プロジェクターを更新します。
- ・客席の照明が明るいままでも講演や研修を開催できるようになります。

【中ホール】

- ・音響調整卓（写真①）、アンプ、スピーカーを更新します。
- ・よりクリアで立体的な音を客席に届ける（5.1ch サラウンド音声に対応する）ことができるよう、デジタル音声対応機器への更新、壁面へのスピーカー設置等を行います。
- ・持参されたスマートフォン、イヤホンで音質、音量の調整ができるよう、聴覚支援アプリ専用のWifiを整備します。

（現状写真）



（更新イメージ）



参考出典：株式会社ヤマハミュージックジャパン製品紹介ページ抜粋

⑥ 舞台映像設備更新

【88 百万円】

【中ホール】

- ・近年多くの映画作品がデジタルで製作され、フィルム作品が少なくなっています。鑑賞いただく映画の選択肢の幅が広がるよう、デジタルシネマパッケージ対応機器に更新します。

（現状写真）



（更新イメージ）



参考出典：ヒビノイマジニアリング株式会社
製品紹介ページ抜粋

⑦ 緞帳更新

【120 百万円】

【大・中ホール共通】

- ・昭和 43 年の開館以来使用してきた緞帳は、外傷やほつれが目立つため、ホールの運用に適したものに更新します。

(現状写真)



大ホール第1緞帳



大ホール第2緞帳



中ホール緞帳

(2) 館内空調設備の更新 (利用時の快適性向上)

【1,162 百万円】

設置から 30 年以上が経過し老朽化した空調設備は、設備の中心である冷温水発生機や各系統空気調和機を更新します。また、個別の更新内容については次のとおりです。

- ・空調の行き届いていない大ホールロビー廻り (写真①) にエアコンを新設します。
- ・大ホールで開催するクラシックコンサート等の妨げとなっていた空調音の軽減対策を行います。
- ・部屋単位での温度設定ができるよう、各会議室 (写真②)、楽屋にパッケージエアコンを設置します。

(現状写真)



写真①



写真②

(3) トイレのバリアフリー化（衛生的で安全な空間整備）

【124 百万円】

1階（大ホール多目的、中ホール、楽屋）及び3階（大ホール）のトイレは、洋式化など設備の更新や段差解消を行います。

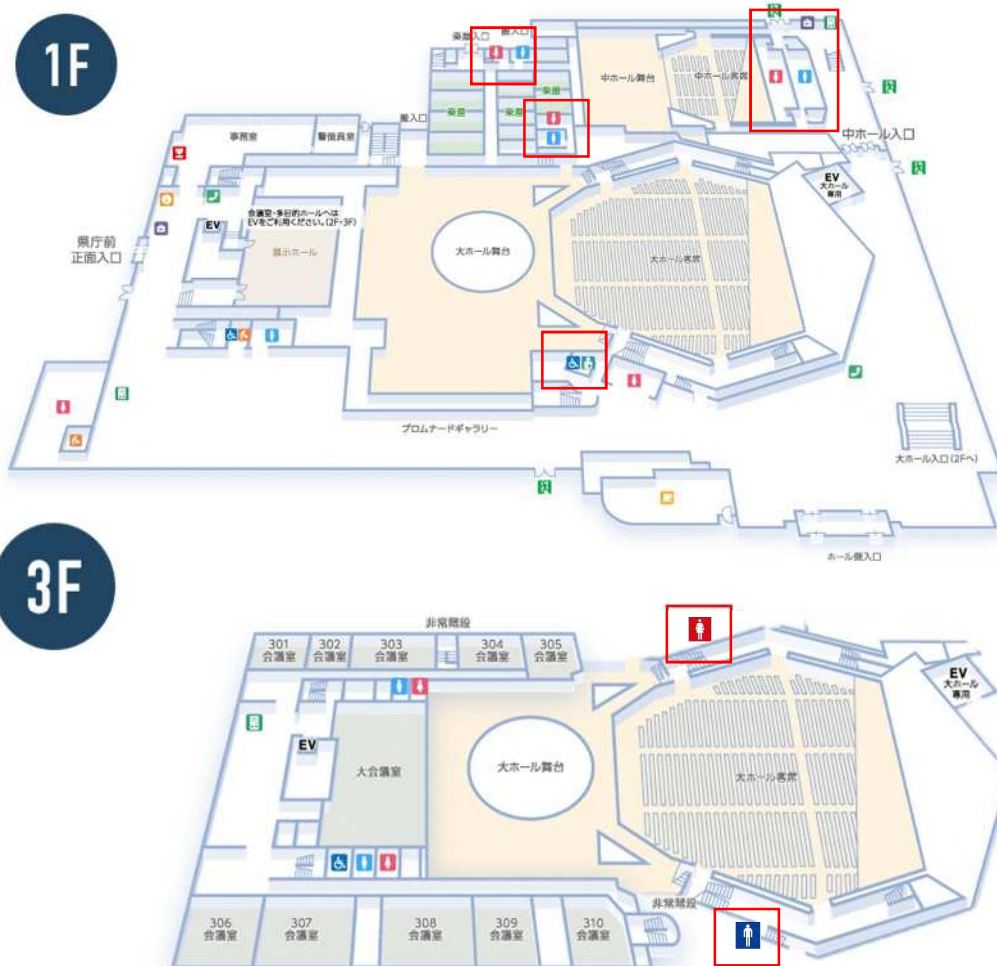
(現状写真)



(更新イメージ例：過年度トイレ改修工事完成写真)



(更新予定箇所)



(4) 楽屋の改修 (利用時の快適性向上)

【51 百万円】

大ホール第6及び第7楽屋はVIP利用を想定し、室内トイレや洗面台等を整備します。

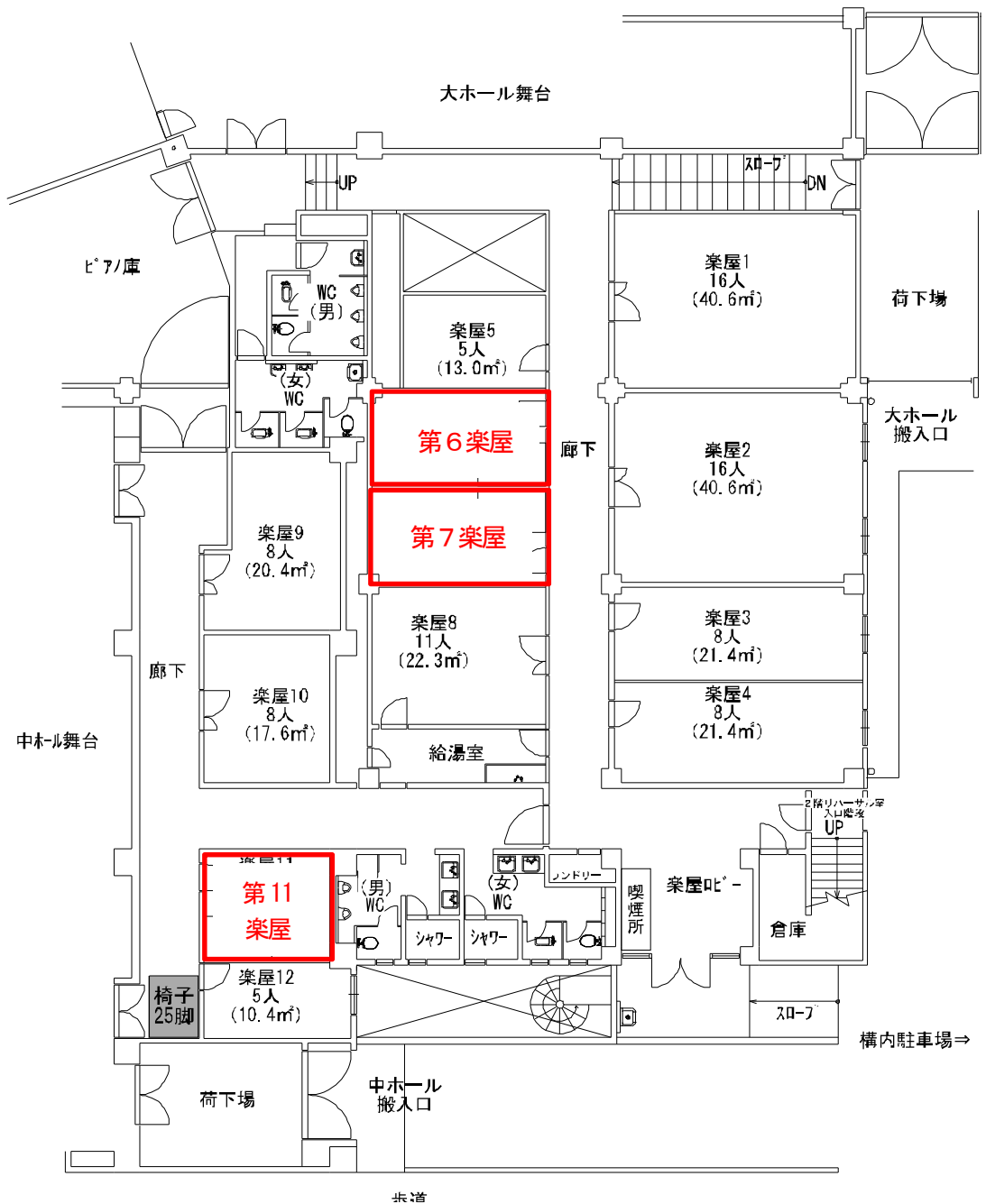
中ホール第11楽屋はVIP利用を想定し、室内シャワーや洗面台等を整備します。

また、楽屋内及び廊下は、壁の塗り替え、天井の張替を行います。

(現状写真)



(更新場所)



(5) 鋼製建具 PCB 対策 (PCB 特別措置法への対応)

【59 百万円】

機械室の鋼製建具や屋外に面した鋼製建具格子等に含まれる低濃度 PCB 含有材を除去します。

※低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、PCB 特別措置法において令和 9 年 3 月 31 日までとされています。

(6) その他 (利用時の利便性・快適性向上)

【426 百万円】

① 会議室等音響更新

展示ホール、リハーサル室、多目的ホール、大会議室、会議室 303・307 は、音響設備を更新します。また、会議室 304・305・308 は、音響設備を新設します。

なお、その他会議室は、空調設備の更新のみ行います。

(現状写真)



② その他老朽化した館内設備の更新等

舞台大道具の更新、ピアノ庫シャッター・調湿器の整備、非常用発電機の更新、清掃員控室の改修等を行います。

(7) 長寿命化工事

【総務部予算により最大 10 億円で調整中】

建物を適正に維持管理するために必要な修繕 (長寿命化工事) については、休館期間の集約並びに総事業費の縮減等、効率的な工事執行に資するため今回の休館に併せて実施します。

① 外壁改修

ひび割れ・浮き・剥離などが発生している箇所の補修を行います。

(現状写真)



② 館内建具等改修

催し物開催時の音漏れ軽減のため、老朽化している多目的ホール及び大会議室の扉を更新します。(写真①)

また、開閉時の故障の発生を防ぐため、多目的ホールのスライディングウォールを更新します。(写真②)

(現状写真)



③ その他老朽化した館内設備の更新等

受変電設備、受水槽・高置水槽の更新等を行います。

(現状写真)



(仮称) 島根県浜田市風力発電事業に係る環境影響評価について

1. 事業概要【別紙1参照】

- (1) 事業の実施者：合同会社NWE-12インベストメント（東京都港区）
（代表社員 日本風力エネルギー株式会社）
- (2) 対象事業実施区域：島根県浜田市
- (3) 事業の種類、規模：風力発電所の設置（法対象）
風力発電所出力 50,000kW（6,250kW×8基）
- (4) 事業実施予定時期：建設工事開始 令和7年12月、営業運転開始 令和9年12月
- (5) 現在の手続き状況：準備書手続き中

2. 準備書に係る審査状況等【別紙2参照】

- (1) 第1回島根県環境影響評価技術審査会（令和6年4月24日、事業者説明）
- (2) 島根県環境影響評価庁内連絡調整会議（令和6年4月24日）
- (3) 関係自治体からの意見提出（浜田市長より令和6年5月16日付け）
- (4) 第2回島根県環境影響評価技術審査会（令和6年7月5日、答申素案審議）
- (5) 第3回島根県環境影響評価技術審査会（令和6年7月25日、答申案審議）
- (6) 島根県環境影響評価技術審査会長から知事へ答申（令和6年8月1日）

3. 知事意見【別紙3参照】

専門的な知見はもとより、浜田市長意見及び庁内関係課の意見等を幅広く審議のうえ取りまとめられた島根県環境影響評価技術審査会答申に沿って知事意見を作成し、令和6年8月7日に経済産業大臣あて送付した。

[知事意見のポイント]

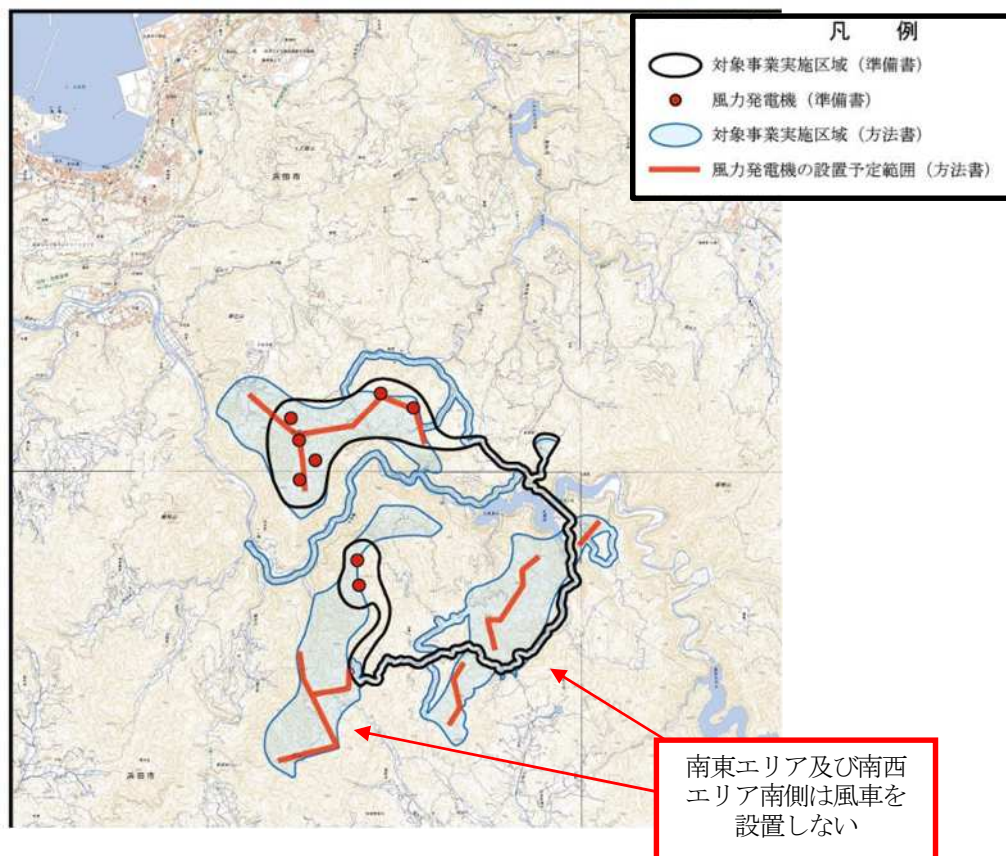
- (1) 本事業については切土及び盛土の量が多く、工事に伴い濁水が発生した場合、動植物等への重大な環境影響が生じるおそれがあることから、造成計画を再度検討すること。
- (2) 積極的な情報発信に努めるとともに、地域住民等の懸念事項の把握と要望に応じた改善など誠意を持って対応し、相互理解の促進に努めること。
- (3) 対象事業実施区域は自然由来の重金属類等（ヒ素等）が検出されやすい土壌が分布する地域であることから、発生土砂等に起因する影響が最小限となるよう措置を講ずること。
- (4) 南側の風車2基はクマタカの営巣地に近接していることから、風車への衝突や繁殖の阻害などの影響が懸念されるため、その位置について再度検討し、設置を取りやめるか適切な代替地へ変更すること。
同様に、営巣地に近接している東側の風車1基について、風車の位置を変更すること。
- (5) バードストライク、猛禽類の生息状況などに関する事後調査について、重大な影響が認められる場合は環境保全措置を確実に実施すること。猛禽類の生息状況調査期間については、建設期間及び試運転期間はもとより、本稼働後少なくとも5年間は実施すること。

(仮称) 島根県浜田市風力発電事業の計画地

1. 他事業との位置関係 (令和6年7月現在)



2. 当該事業計画の変更 (方法書→準備書)

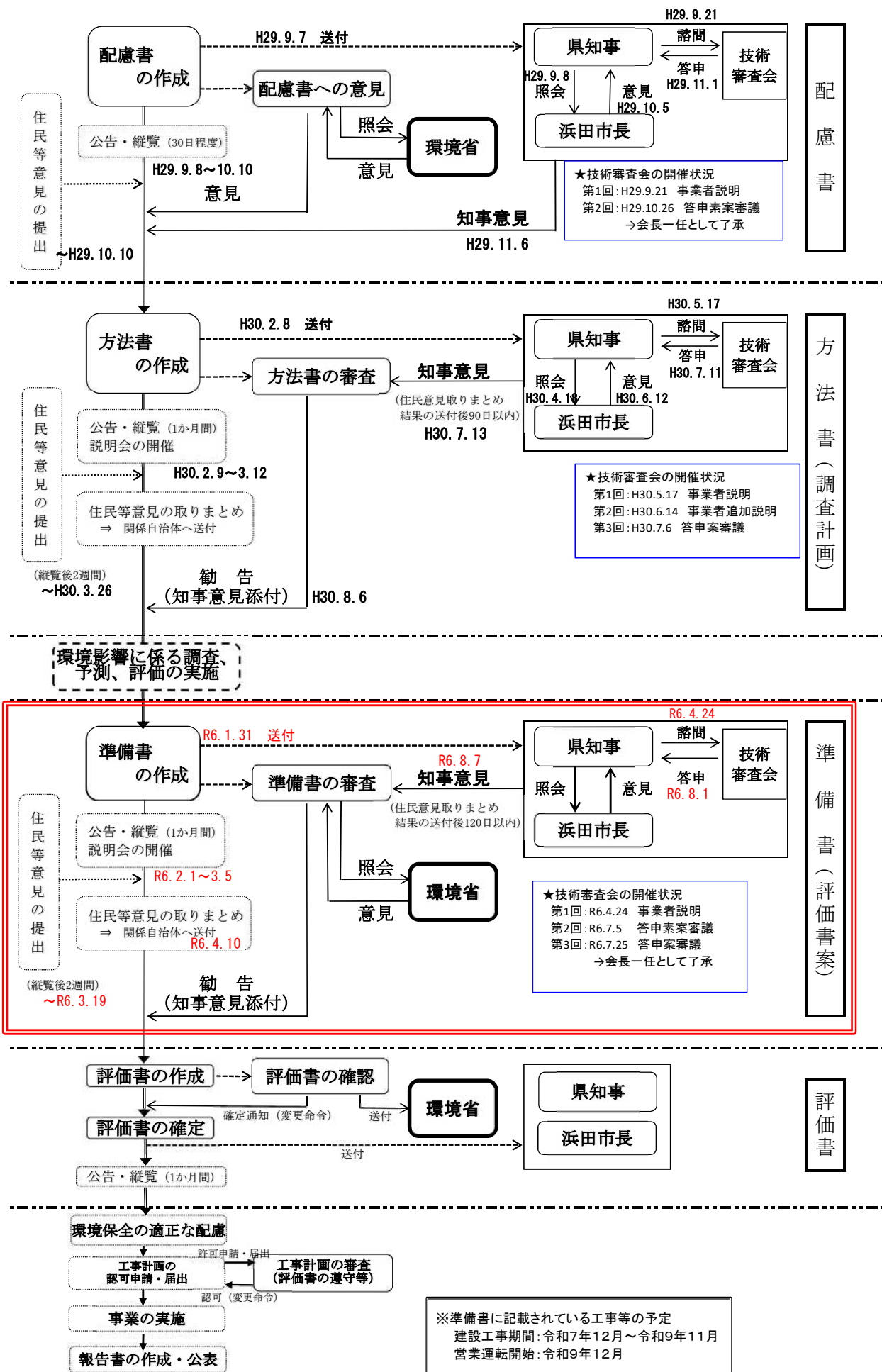


(仮称) 島根県浜田市風力発電事業に係る環境影響評価の手続きフロー図

別紙 2

※方法書手続きまでの名称は「(仮称)島根風力発電事業」

事業者 経済産業省 環境省 地方自治体



(仮称) 島根県浜田市風力発電事業に係る環境影響評価準備書
に対する島根県知事意見

本事業は、島根県浜田市において出力で 50,000kW、基数にして 8 基の風力発電設備の導入を目指すものである。

今回、環境影響評価法（以下「法」という。）に基づき送付のあった環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対して、環境の保全の見地からの意見を以下のとおり述べる。

なお、本事業に対して浜田市長からは、地域住民等に対して、積極的な情報提供や合意形成に努めていくとともに、今後も引き続き丁寧な対話を重ね住民不安の払拭に努めることを求める旨の意見が提出されている。

1 総括的事項

(1) 本事業の対象事業実施区域の周辺には二級河川である周布川や三隅川があり、水力発電用水、かんがい用水等の利水や内水面漁業が行われている。また、絶滅危惧種のイワミサンショウウオやクマタカが生息・繁殖するなど、自然環境上重要な地域等が存在している。

加えて、対象事業実施区域には森林法に基づく保安林があり、水源かん養や土砂流出防備等の重要な機能を持つ。

本事業については切土及び盛土の量が多く、工事に伴い濁水が発生した場合、動植物等への重大な環境影響が生じるおそれがある。

また、計画されている風力発電設備や改変区域の位置・範囲も同様に動植物等への重大な環境影響が生じるおそれがある。

このため、風力発電設備の位置並びに搬入路の線形等を再検討するとともに、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するなど、対象事業実施区域及びその周辺への影響が最小限となるよう計画を見直すこと。

(2) 対象事業実施区域の周囲に位置する既設風力発電所の設置工事時には、取り付け道路の崩落による土砂が河川へ流出した事例があった。また、近年は集中豪雨も増加している。事業者は、こうした先行事例から得られる知見や近年の気象傾向も念頭に置きながら、適切な環境保全措置の実施により、環境への負荷を最大限に回避・低減すること。

(3) 事業計画を変更した際は再度調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

また、環境影響評価書（以下「評価書」という。）には、事業計画の検討経過及びそれに応じた環境影響評価の内容を詳細に記載すること。

(4) 周囲の他事業風力発電設備に関する最新の情報及び海外も含めた先行事例の情報を収集・活用し、本事業の実施による累積的な環境影響の継続的な評価に努めること。

(5) 広く環境の保全の見地からの意見を求められるよう、事後調査結果報告書を含む環境影響評価図書を、法に基づく縦覧期間終了後も継続して縦覧可能にするなど、積極的な情報発信に努めること。

また、説明会の開催その他効果的な方法により、地域住民等の懸念事項の把握を継続して行うこと。事業による環境、健康及び生活への影響についての丁寧な説明や要望に応じた改善など誠意を持って対応し、相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

工事関係車両の走行や建設機械の稼働により発生する窒素酸化物や粉じん等について、環境基準値等を超えないよう適切な施工管理を行うこと。

(2) 騒音及び低周波音・振動

工事関係車両の走行や建設機械の稼働による騒音、振動並びに風力発電機の稼働による騒音、低周波音の影響について、最新の科学的知見及び同型機・同規模の先行事例の知見をもとに、住民への健康被害が生じないよう適切な対策を講ずること。

また、本事業の工事及び供用により地域住民等の生活環境への影響が判明した場合には速やかに原因を究明し、適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 水環境

ア 本事業における河川等への濁水到達の予測式及び予測条件の根拠等を明確にし、当該予測式が当該計画地に適用可能かどうか降水量、地質、地形（傾斜含む）等の点から実測調査を踏まえて検討を行うこと。その予測式が適用できない場合は、再度実測調査を踏まえた予測・評価を行い、その結果に基づき環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載すること。

また、準備書において示された河川等への濁水到達予測手法の本事業への適用が適切かどうかについて科学的な根拠が一部不明なため、沈砂池の設置等については予防的観点から十分安全側での計画・設計とすること。

なお、濁水が常時水流に到達すると予測された残土処理場7の位置及び規模をはじめとした本事業の造成計画については、濁水による環境影響が懸念されるため、再度検討し、その内容を評価書に記載すること。

イ 排水の土壌浸透処理にあたっては、排水の流れる土壌の浸透能の維持が重要であるため、その維持管理計画を評価書に記載すること。

ウ 沈砂池に滞留した土砂が下流へ影響を及ぼさないよう、浚渫等の管理計画を検討し、評価書に記載すること。また、準備書に記載した環境保全措置を確実に実施するとともに、着工時から稼働後の濁水調査についても適時確実に実施すること。

エ 地下水を含む利水及び水環境への影響を回避・低減するよう準備書に記載した環境保全措置を確実に実施すること。

(4) 地形及び地質

ア 対象事業実施による土地の改変が地すべり等周辺の土砂災害を誘発することがないように、必要な対策と土砂災害が生じた場合の対応について予め検討し、評価書に記載すること。

イ 対象事業実施区域は自然由来の重金属類等（ヒ素等）が検出されやすい土壌が分布する地域となっていることから、工事にあたってはモニタリング等を行い、工事に伴い発生する土砂等に起因する影響が最小限となるよう措置を講ずること。また、重金属類等（ヒ素等）が検出された場合の対応について予め検討し、評価書に記載すること。

(5) 風車の影

風車の影による対象事業実施区域周辺の住居等への環境影響が生じるおそれがあることから、施設稼働後に実施する事後調査を適切に実施し、重大な影響が認められる場合は、住民の要望を十分に踏まえた対策を講じること。

(6) 動物

ア 対象事業実施区域内及びその周辺には絶滅危惧種のイワミサンショウウオやインドジョウを始め、多種の希少な水生生物等が生息・生育している。また、周辺河川には第五種共同漁業権が設定されており、アユ等の水産上重要な種も生息・生育している。

このため、事業の実施にあたっては濁水をこれらの水系へ流入させないよう、また、水産資源等に悪影響を及ぼさないよう、適切な対策を講じること。

イ 対象事業実施に係る工事等に際しては、水生生物等の生息環境の分断低減に配慮した工作物設計、改変区域変更など、環境影響の回避又は低減を前提とした環境保全措置を適切に実施すること。

また、工事に伴い設置される沈砂池等も両生類の繁殖場所となる可能性があることから、工事前後に関わらずビオトープとしての整備を検討すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類の渡りの経路になっていることに加え、クマタカの営巣等も複数かつ高密度で確認されており、風車への衝突や繁殖の阻害などの影響が懸念される。

特に南側の2基の風車（No. 3 及び No. 4）はクマタカの営巣地に近接した位置で計画されていることから、クマタカの生息に重大な影響を及ぼす可能性が高いが、繁殖等への影響に対する検討が十分ではなく、クマタカの生息への影響が適切に評価されているとは言えない。

このため、これらの影響を回避又は十分な低減ができるよう、No. 3 風車及び No. 4 風車の位置について専門家等の助言、最新の知見及び十分な現地調査を踏まえて再度検討し、設置を取りやめるか適切な代替地へ変更すること。

同様に、営巣地に近接している東側の No. 5 風車について、風車を適切な位置に変更すること。

エ バットストライク・バードストライク、猛禽類の生息状況及び渡り鳥移動経路に関する事後調査については、専門家等の助言を踏まえ実施し、重大な影響が認められる場合は、運転停止等の稼働調整を含む、生物保護優先の環境保全措置を確実に実施すること。

なお、猛禽類の生息状況調査期間については、建設期間及び試運転期間はもとより、その生息・繁殖特性から、本稼働後少なくとも5年間は実施すること。さらに必要に応じて、適切な評価に必要な期間継続すること。

オ 対象事業実施区域内において、天然記念物のヤマネの生息が確認されている。このような重要な種である動物への影響を回避・低減するよう工事中及び供用後における環境保全対策について十分かつ慎重な検討を行うこと。

(7) 植物

ア 対象事業実施区域内（改変区域）にサンヨウアオイ生育地が確認されることから、工事の実施にあたっては、生育環境への影響の回避又は低減を前提とした計画とすること。その上で、やむを得ず移植等の環境保全措置を実施する場合は、専門家等の助言を踏まえ適切に実施すること。

工事着工前及び移植後に実施する調査について、専門家等の助言を踏まえた調査を行い、重大な影響が認められる場合は、効果的な環境保全措置を適切に実施すること。

イ 直接改変が行われなくても、カヤランなど種によっては気候条件などの周囲の変化で生育環境が悪化する可能性があるため、必要に応じ環境保全措置を検討すること。

(8) 生態系

ア 尾根改変による長期的な影響として、土壌流出や土地の乾燥化が危惧されるため、そこに生息する動植物及び生態系に重大な影響を及ぼすことがないよう配慮すること。

イ 工事の実施及び施設稼働の影響によってクマ、シカ及びイノシシなどの生息域が変化し、里地・里山への獣害が増す可能性がある。このため、これらの種に対する影響について予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

ウ 土地の改変による直接的な影響だけでなく、濁水による河床堆積物の変化や河床の付着藻類などへの間接影響についても調査し、対象事業実施区域及びその周辺の生態系に与える影響について、予測及び評価を行うこと。

(9) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が多く存在している。このため、準備書に記載した配置・色彩、修景などの環境保全措置の実施にあたっては、景観の捉え方が一律ではないことも踏まえ、地域住民等への分かりやすく丁寧な説明を行うなど誠実に対応すること。

(10) 廃棄物等

本事業の実施に伴って発生する廃棄物を可能な限り抑制し、発生した廃棄物については準備書に記載した計画に従い、再利用に努めること。

また、発生残土量が多く見込まれていることから、対象事業実施区域及び周辺への影響が回避・低減されるよう、対象事業実施区域外への残土搬出を含め慎重に計画を検討すること。